



許可番号 00220012695

産業廃棄物処分業許可証

青森県上北郡東北町字柳沢59番地の21

東管工業株式会社

代表取締役 蛭沢 正子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和7年4月16日

許可の有効年月日 令和11年12月26日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上6種類 (これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
	破碎(分別)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類
	溶融固化	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類
	溶融油化	廃プラスチック類 以上1種類
	圧縮・梱包	廃プラスチック類 以上1種類

上記のうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
木くずの破碎施設 (移動式) (HC2410)	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)並びに次に掲げる事業場に限る。 事業場: 青森県上北郡東北町字柳沢59番21 【駐機場: 上記の事業場に同じ】	木くず: 160 t/日(8時間稼働)	平成12年5月8日 — —
木くずの破碎施設 (HC1410)	青森県上北郡東北町字柳沢59番21	木くず: 440 t/日(8時間稼働)	平成29年8月1日 平成29年7月20日 29-8の2-3
木くずの破碎施設 (HG6000TX)	青森県上北郡東北町字柳沢59番19、59番21	木くず: 292.8 t/日(8時間稼働)	令和6年8月1日 令和5年11月1日 R5-8の2-5
がれき類の破碎施設 (LT80J-2)	青森県上北郡東北町字柳沢59番21、59番19、59番22、59番41、59番243、59番244	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類: 480 t/日(8時間稼働)	平成24年9月14日 平成24年9月14日 24-8の2-4

(第1面: 第2面に続く)

(第2面)

施設の種別	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
がれき類の破砕施設 (NE250J)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番21、59番22	がれき類：800 t / 日 (8時間稼働)	令和6年8月1日 令和5年11月1日 R5-8の2-4
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくずの破砕施設 (大砕神Ⅲ)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番297	廃プラスチック類：3.2t / 日 金属くず：3.2t / 日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラスくずに限る。)：800kg / 日 (各8時間稼働)	平成13年12月14日 — —
廃石膏ボードの破砕施設 (IFZ35)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番17	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)：48 t / 日 (8時間稼働)	平成14年9月26日 — —
廃プラスチック類の破砕施設 (KF-818A)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番18	廃プラスチック類：4.8 t / 日 (8時間稼働)	平成17年4月12日 — —
廃蛍光管、廃水銀灯の破砕施設	青森県上北郡東北町字柳沢 59番22	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらについて、廃蛍光管及び水銀灯に限る。)：3.1 t / 日 (8時間稼働)	平成17年10月24日 — —
ガラスくず、陶磁器くずの破砕施設 (移動式) (NB70FR)	青森市及び八戸市を除く県内一円。 駐機場：青森県上北郡東北町字柳沢59番21	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラスくず及び陶磁器くずに限る。)：800kg / 日 (8時間稼働)	平成20年12月15日 — —
廃プラスチック類の破砕施設 (VAZ-145/135K)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番297	廃プラスチック類：4.2 t / 日 (8時間稼働)	平成21年4月1日 — —
ガラスくずの破砕施設 (大砕神G-Smash1600)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番297	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラスくずに限る。)：4.4 t / 日 (8時間稼働)	平成22年5月7日 — —
紙くずの破砕施設及び廃石膏ボードの破砕 (分別) 施設	青森県上北郡東北町字柳沢 59番17	紙くず：3 t / 日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)：16 t / 日 (各8時間稼働)	平成14年12月6日 — —
溶融固化施設 (2台)	青森県上北郡東北町字柳沢 59番22	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)：各186.4kg / 日 (8時間稼働)	平成21年10月30日 — —
溶融油化施設	青森県上北郡東北町字柳沢 59番297	廃プラスチック類：0.35 t / 日 (8時間稼働)	平成27年2月24日 — —
圧縮・梱包施設	青森県上北郡東北町字柳沢 59番18	廃プラスチック類：0.55 t / 日 (8時間稼働)	平成22年10月16日 — —

(第3面に続く)

(第3面)

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況
平成11年12月27日 新規許可
令和7年4月16日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無し

(以下余白)



